

第1289号

AFN-1289

# Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行  
葵総合経営センターだより週刊版

2019年 10/28 (月)

## 『取引条件の改善、進みつつある 下請け中小企業—中企庁調査』

中小企業庁は、下請け等中小企業の取引条件の改善に向けた取り組みの浸透状況や事業者間の取引状況を把握するために調査した結果を公表。平成28年9月に策定・公表した「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題である「価格決定方法の適正化(一律〇%減の原価低減を要請される等)」や「支払い条件の改善」について、受注側事業者では「不合理な原価低減要請の改善」が11.3%、「支払い条件の改善」が5.8%あり、直近1年以内で改善が進みつつあることが確認された。「労務費等コストの価格への転嫁」については、受注側事業者では直近1年以内のコスト変動分の価格転嫁について「おおむね」または「一部」反映できたとの回答が労務費で52.6%、原材料・仕入れ価格で61.9%、エネルギー価格で45.1%だった。その他中小企業が直面している事項は「人手不足」について受発注事業者全体で半数以上の事業者(54.1%)が「人手不足」と回答。人手不足の影響については5割超が「売り上げ機会の逸失」(56.2%)、「残業時間の増大」(52.1%)と回答した。「時間外労働の上限規制」については約1割(9.2%)が「対応は困難」と回答。理由については半数以上が「人手不足である上に、採用も困難」(77.7%)と答えた。



## 『過重労働による過労死防止へ 11月は過労死等防止啓発月間』

厚生労働省は例年、11月1日から30日までを「過労死等防止啓発月間」と定めており、この期間に過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンを行っている。これは「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるためのものだ。

過度な長時間労働は依然として行われている。同省でも定期的な監督指導を行っているが、それでもなお過労死の発生は少なくない。同省は将来的には過労死をゼロにする目標を掲げており、2020年までには週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下にする、年次有給休暇の取得率を70%以上にするなどを目指している。本キャンペーンの実施に先立ち、労使の主体的な取り組みを促すほか、都道府県労働局長が長時間労働削減に向けて積極的な取り組みを行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し好事例を紹介する。また、長時間にわたる過重な労働や若者の「使い捨て」が疑われる企業への重点的な監督指導を行う予定だ。

10月27日にはフリーダイヤルによる全国一斉の過重労働解消相談ダイヤルが実施され、労働条件全般について都道府県労働局の担当官が相談に対応する。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じ

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー  
**葵総合経営センター**

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号  
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)